

鎌倉・九条の会 ニュース

鎌倉・九条の会

TEL : 0467-24-6596

FAX : 0467-60-5410

0467-24-6577



Email: iza@kamakura9-jo.jp

HP: http://kamakura9-jo.net

清水雅彦さん（日本体育大学准教授）の講演会

秘密保護法は 何をねらうのか！

2014年3月14日（金） 18時30分

鎌倉商工会議所・地下ホール

安倍政権は日本を戦争する国へとひた走っています。日本が直接武力攻撃されていないにもかかわらず、密接な関係にある他国が外部攻撃を受けている場合、これを武力で助ける「集団的自衛権」行使の容認は事実上、9条壊憲です。いくつかの政党の安倍政権への翼賛ぶりは目に余ります。

安倍政権は「集団的自衛権」容認へ向けて、国民多数の反対にもかかわらず外濠を埋めてきました。特定秘密保護法制定から教育への権力による統制強化まで。

鎌倉・九条の会では2014年3月14日、清水雅彦さんによる講演会「秘密保護法は何をねらうのか！」を開きました。清水さんは、国家秘密保護法制をはかってきた勢力の動き、国民の知る権利を侵す危険性、集団的自衛権容認との関連を詳細に語りました。さらに安倍首相の唱える「積極的平和主義」なるものが、日本国憲法前文に表れた本来の意味での積極的平和主義と異なる偽物であることを明らかにしました。

会場を埋めた150人超の聴衆は、国家秘密保護法、安倍政権の日本を戦争にする国とする策動に対して、地域で、職場で、ノーという声を広げる活動を強めるうえで、確かな理論的根拠を受け取りました。

「集団的自衛権」行使容認の閣議決定はされましたが、闘いはこれからです。

みなさん、こんばんは。日体大で憲法を教えている清水です。私自身、元鎌倉市民で、父親が三菱電機の鎌倉製作所に勤めていました。三菱電機の鎌倉製作所はかなり防衛関係の製品をつくっています。1980年代の国家秘密法案が問題になったとき、『神奈川新聞』社会部のなかに国家秘密法案の特別取材班をつくり、いろんな観点から国家秘密法の問題をずっと連載していました。特別取材の記者のひとりですが、いまフリーで活躍されている江川紹子さんです。

そのなかのひとつが三菱電機の問題で、すでに防衛産業ではいろんな社員の調査がおこなわれているし、さらに国家秘密法ができてしまったらどうなってしまうのか、という観点から取材をされてきました。そういう意味で、すでに先取的に国防のためにという体制があり、実際、鎌倉市民のなかに三菱電機の関係者が結構おられると思いますが、さらに昨年成立した秘密保護法による厳



しいチェックがおこなわれてしまう。鎌倉についても無縁ではない問題だと思えます。

きょうは、「秘密保護法は何をねらうのか」というタイトルでお話させてもらいます。

「密約」が闇の奥」…

澤地久枝さんの小説『密約』。これは沖縄を日本に返還する前に、本来、アメリカが負担すべき費用を日本政府が肩代わりをするという契約を結んでいたことに対して、『毎日新聞』の記者西山太吉さんが女性事務官からその情報入手して暴いて、女性事務官と西山さんが逮捕されてしまうという事件を扱ったものです。

山崎豊子さんの『運命の人』。これも西山記者事件をモデルにしたものです。『密約』や『運命の人』、まさに西山記者事件のようなことが秘密保護法の成立によって今後いつそ起きかねないという意味から、重要な問題であると思えます。

中曽根政権時の、1980年代、学生だった私は当時出てきた国家秘密法案が通ってしまったら自由な弁論活動ができなくなると、明大雄弁部有志で新宿や渋谷で街頭遊説活動をしました。

1987年5月5日、朝日新聞の阪神支局が襲撃されるという事件についてもマスコミが委縮しては困るので、明大、早稲田の雄弁会有志、国家秘密法に反対する市民ネットワークの3団体で、東京のテレビ、新聞の本社前で激励のメッセージを送る取り組みをしました。

2013年10月28日、「憲法・メディア研究者が刑事法研究者と一緒に、記者会見で秘密保護法案に反対する声明を出しました。呼びかけ人、賛同者は159人と増えましたが、いま憲法学会はかなり保守化しているため声明を出せません。」

国家秘密法制化の流れ

戦前については、軍機保護法、国防保安法などによって、軍事関係の秘密、国家の安全に関する秘密が隠され、戦争時、国民は真実を知らされることなく、戦争を続けていたのです。

戦後、日本は戦争をした反省から、日本国憲法を制定し、戦争を放棄し、人権を制限するような法律はなくしていくのです。残念ながら、憲法9条がありながら、自衛隊が誕生し、日米安保体制もできます。

日本とアメリカの軍事同盟関係が

強まると、日本側からアメリカに関する軍事情報が漏れないよう日本に対して秘密を守るためのシステムづくりが要求されます。1979年スパイ防止法制定促進国民会議が結成されます。これは靈感商法で騒がせた統一教会中心の団体で、スパイ防止法が必要だという国民運動を展開します。1986年12月までに、

北海道から沖縄までスパイ防止法制定促進の議決を採択した全国の自治体名は1700議会を超えています。幸いなことに神奈川はこの決議を上げている自治体が非常に少ない。スパイ防止法制定推進の運動は1970年代末から始まりですが、本格的になるのは80年代からです。当時は、推進派が全国的な「草の根運動」を展開していました。

しかし、結局、80年代の国家秘密法案は制定できなかった。なぜかといえば、これを上回る反対運動があったからです。1985年6月の通常国会に自民党の議員立法として国家秘密法案というものが提出されますが、国会内外の反対の声が強くなり、1985年12月に廃案になります。当時の中曽根首相は、国家秘密法案を通したいと86年以降に修正案をつくり、政府提出法案として制定しようとしていますが、反対の声が強くて

国会に出すこともできなかったのです。80年代、90年代以降も法律はできなかったが、着々と日米軍事同盟の一体化が進み、とりわけ、自衛隊が海外に出て行くというところまで進むなか、軍事サイドから秘密保護法制の強化をもとめるようになり

ます。

従来、秘密を守るための法制として、平時に適用される公務員法、有事に適用される制度や、憲法9条はありますが、自衛隊が存在し、日米安保体制がありますから、日本の自衛隊の秘密やアメリカの軍事情報を守るための法律があります。MDA秘密保護法や刑事特別法というものです。

そのうえで、先ほど述べたように、80年代、国家秘密法案というものが出てくるんですが、少しこだわりたいのは、80年代の法案の名称をどのように表現するかということです。推進派はスパイ防止法案と表現しました。しかし、80年代の国家秘密法案とその修正案、旧法案というのが1985年の案ですが、条文を挙げてみました。例えば、旧法案、法律名からして明らかのように、国家秘密に係わるスパイ行為等の防止に関する法律案。第1条もそういう

趣旨で書かれています。これをばつと見ればわかるように、この法案はスパイ行為だけ取り締まることではありません。「等」という言葉がついていますから、スパイ行為以外も取り締まる。秘密を持っている人が漏らしたり、国民とかマスコミがそれに接近すると罰せられるという構図になっているので、80年代のこの法案はスパイ防止法案と表現すべきではないのです。

推進派は、日本はスパイがうようよしているから、スパイ防止法が必要だという。当時防衛庁が持っていた秘密は3種類あり、機密と極秘と秘に分類されていました。一番重要な秘密は機密で1985年で4万5000位。次が極秘、そして3つ目が秘で130万程点数がありました。国家秘密法の資料を見ると、例えば第2条の定義「防衛のための態勢、能力、若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画またはその実施の状況」などというように、非常に抽象的な表現になっています。すなわちこの書き方であれば、何でも秘密になる可能性があるということ。ただ実際の「国家秘密」という表現をしていて、「国家機密」という表現はしていません。

1985年に出した国家秘密法案

がなぜ問題かという1条の規定を見れば明らかのように、スパイだけを取り締まるのではないということです。非常に広範なものが秘密指定にされてしまう。国民から、国の大事な情報が隠されてしまうということです。そして80年代の法案に反対運動が盛り上がったのは、第4条での罰則規定で、秘密を洩らしたら、最高刑は死刑だったのです。この考えられないような重い罰則規定に対して反対運動が盛り上がったのです。

14条の規定を見ると、「この法律の適用にあたってはこれを拡張解釈して、国民の基本的人権を侵害するようなことがあつてはならない」という規定があります。これは法案自ら危険だということを明らかにしており、実際に似たような表現は破壊活動防止法にもあります。

この1985年の法案には強い反対の声が出て廃案になります。しかし中曽根首相はマスコミの批判をかわすために修正案をつくり最高刑、死刑をなくして無期懲役を最高刑にしました。また「マスコミの活動は、正当なものであれば罰せませんよ」という規定を盛り込むことによって制定させようとした。しかし1986年以降の修正案に対しても、マスコミ、市民の反対の声が強く、

結局80年代は国家秘密法案は制定できませんでした。

アメリカが

秘密軍事情報を守れと要求

ところが2001年の9・11事件のどさくさに紛れて自衛隊法を改正し、そこに96条というのを入れました。これは防衛秘密を守るための規定で、例えば「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」という文言で、非常に抽象的。他の規定も同じです。これで実にいろいろなものが秘密指定にされる可能性がある訳ですが、こういうものを漏らしたら5年以下の懲役になっています。9・11以降の混乱に紛れて通ってしまったわけですが。

これでもやはり軍事サイドでは不足と考えてアメリカはいろいろな要求をします。特に2007年アメリカとの間に結ばれた秘密軍事情報保護のための秘密保持の措置に関する協定です。英語の表記ではGSOMIA (General Security of Military Information Agreement) という表現をしています。要するにアメリカは日本に対してアメリカと同等の秘密軍事情報を守るための措置

をとれということを要求し、同時にそれを取り扱う者に対して、その人が秘密を取り扱うにふさわしいかどうかという資格審査をやりなさいという要求です。

このアメリカの要求が、今回の秘密保護法の制定に向けて非常に大きな圧力になってきています。自公政権のもとでGSOMIAの検討を始めますが、実際は2010年に秘密保全に関する検討委員会というものが設置され、そのもとに、有識者会議がつくられます。会議は防衛省、外務省、警察庁を中心としてこの法案を望んでいる関係者で構成されています。①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持に関するものを「特別秘密」と決めます。そしてこの③に人的管理、適正評価制度の導入をいれました。これが「その人が秘密に接することがふさわしいかどうか」をチェックする条項です。それは人のプライバシーに係わるような事細かなことまで調べられる。要するに罰則のところ、漏らした場合と、漏らさせると、漏らさせまいと罰しませうとしたのです。



内閣調査室が中心になって議論していますが、これに関連して、名古屋のNPO法人情報公開市民センターが内閣情報調査室に情報公開を求めました。返事は「国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせる恐れがあるから公開しません」とのことでした。国民に関わってくるような重大な法案を議論しているのに国民には明らかにしない。

逆にいえば、それだけ国民にとって危険な法案を準備しているともいえます。一例ですが、情報市民センターが開示させた特別秘密の保護に関する法律案の概要は、どれも真っ黒に塗り潰されています。法案を準備していた内閣情報調査室と、どの省がこの法案について協議していたかという資料のなかで、一番多いのが警察庁。そして外務省、防衛省となっています。秘密保護法を軍事立法としてだけでなく、治安立法として見なければいけないというわけです。

秘密指定：身内がチェック

昨年の9月3日、法律案の概要が出て、通常約1カ月のところ、約2週間しか期間を設けずに、パブリックコメントをしました。それでも全

国から約9万もの意見が集まり、約8割の人が反対の意見を述べました。しかし、「組織的な働きかけがあったに違いない」と決め付け、寄せられた意見は真摯に答えられることはありませんでした。

そして、法律の名称が「特定秘密の保護に関する法律案」という形になり、罰則規定についても最高で懲役10年になり、少しずつ修正してやっと特定秘密の4類型が確定します。わが国の安全保障上、秘匿にする必要があるとする、①防衛、②外交、③特定有害活動（スパイ）の防止、④テロリズム防止の4類型です。政府の最終案では、秘密の期間が30年を超える場合は内閣の承認が必要、有識者などが指定や解除の統一基準をつくるという形にします。

国民の知る権利が侵害されるのではないかという声に対しては「国民の知る権利の保障に資する報道または取材の自由十分に配慮しなければならぬ」という文言を入れます。しかし、直接配慮しなければいけない対象は、報道、または取材の自由になっていて、知る権利は直接の対象ではありません。しかも、これは配慮ですから、配慮しさえすれば結果的に制約しても構わないということになります。出版または報道の業

務に従事する者の取材行為については、正当な業務による行為とする」とで罰せませんよというのですが、80年代の国家秘密法案の修正案でははっきりと罰しないと書いてあったのに、後退した表現になっていました。

さらに、みんなの党、維新の会と修正案で合意し、秘密の期間が実質原則60年に拡大し、延長可能で、例外規定がいっぱいありますから、永久に秘密にしようと思えばできます。

さらに、首相が指揮監督をするというんですが、秘密保護法では行政機関が秘密指定するわけで、行政のトップである首相、いわば身内がチェックするというのはあり得ない。付則で第三者機関の設置の検討をうたっていますが、どういふものになるかわかりません。

国民の反対の声も大きかったのに、昨年の12月6日、成立し、公布されました。公布後の動きとしては、情報保全諮問会議を設置し、秘密指定に関する基準をつくる7人のメンバーのうち、トップが読売の渡辺恒夫氏で、明確に秘密保護法に反対しているのが清水勉さんという弁護士1人だけで、この情報保全諮問会議というのは問題があります。

今後は保全監視委員会とか独立公文書管理・情報保全監査室というものをつくる予定ですが、これらは、行政機関の側に設置するのですから、当然第三者としてチェックするわけではない。そういう意味で非常に問題があります。

憲法そっちのけの秘密保護法

では、なぜ秘密保護法を今戻さつたのか。日本も一緒に武器を開発する。アメリカの軍隊と一緒に活動する。日本から秘密が漏れては困る。新しくセキュリティ・クレアランスも必要だ。軍事サイドから要求している考え方なんです。

もう一つは、軍事と治安の融合化。従来、軍隊と警察は役割分担ができていて、軍隊は防衛、警察は治安。軍隊は敵を殺すことが使命ですが、警察は被疑者を殺してはいけない。捕まえて、検察官、そして、裁判所に引き渡すというのが役割です。しかし、9・11事件以降、軍隊の警察化と警察の軍隊化が進んできたなかで、秘密保護法が出てきたわけなんです。

秘密保護法の問題点ですが、何でも秘密になる可能性があるということや、主権者である国民の権利に対

して、一方的に秘密指定をして、それにマスコミ関係者が取材、報道ができなくなる、国民の知る権利に配慮されなくなるのです。

裁判をやる場合にも秘密を出さなかったり、秘密裁判をやる可能性もあります。

国会議員には国政調査権があるのに、そこにも情報を出さず、国民の権利だけでなく、立法権や司法権も侵害しかねない。そういう憲法の三大基本原理を中心とするいろいろな原理をことごとく否定するような秘密保護法は、単体で出ているのではなくこの間のいろいろな動きと連動しています。

昨年の臨時国会で成立した国家安全保障会議は、第一次安倍政権のときに突然出てきたものではなくて、80年代からありました。よりこの議論が本格化するのには中曽根政権に入ってからです。行革審を設置して、内閣の総合調整機能のあり方の議論をするなかで、内閣の権限を強化するために、アメリカのNSCをモデルとして、内閣のなかに少数のメンバーから構成される組織をつくって、そこに情報を集約して物事を審議していく、決定していく組織をつくらうという提案をします。

1986年に安全保障会議設置法

が制定されます。だから、今回の安倍政権の国家安全保障会議は、すでに設置されていた安全保障会議をバージョンアップする、機能強化するわけです。

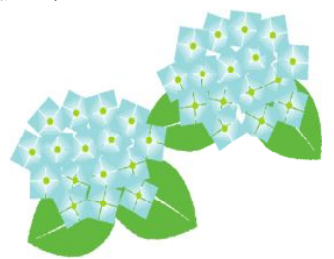
さらにメンバーを4大臣に絞ってここに情報集約して迅速に物事を決めていく。このもとに国家安全保障局をつくるのですが、ここから情報が漏れては困るから秘密保護法が必要だという議論がでてくるのです。

集団的自衛権容認の前提

またこの間、集団的自衛権行使解禁論が出てきています。本来憲法改正でやるのが筋ですが、憲法改正はそう簡単ではありませんから、国家安全保障基本法案をつくるか、あるいは、解釈改憲ですかというところが模索されてきたのです。

すでに自民党の国家安全基本法案（2012年7月）のなかで、「我が国と密接な関係にある他国に対する外部からの武力攻撃」に「我が国が自衛権を行使」することができると書かれていて、また秘密保護法制、安全保障会議の設置法、武器輸出緩和がうたわれていました。

このような方向に進んできました。が、現在、安倍首相の「私的」諮問



機関ともいえる「安保法制懇」の報告を待って改訂改憲でいくことが意図されています。

閣議決定で集団的自衛権行使できる」と解釈を変えたところで、それだけではできないから、国家安全保障基本法案にうたわれた、秘密保護法、安全保障会議設置法などの法律が必要なのです。

安倍式

「積極的平和主義」は偽物

2012年4月に自民党は日本国憲法改憲案を出します。これは現行憲法の基本原理を変えてしまう全面改憲案で、平和主義も全面的に否定されています。例えば9条の2項を変えて自衛権行使できるようにする。条文では自衛権としか記していませんが、これには集団的自衛権も入っている。そして9条の2という規定を新たに入れることで国防軍を設置しようとしています。要するに9条を変えて国防軍をつくり、国防軍が

国連軍や多国籍軍の活動に参加できるようにしようとしています。

安倍首相は昨年「ごろから「積極的平和主義」という言葉を使っています。安倍さんのいう積極的平和主義というのは、軍事力を使って国際貢献をするという意味。積極的平和主義に対応する概念が消極的平和主義ですが、これは何かをしないことによつて得られる平和主義です。具体的には戦争をしないことによつて得られる平和主義で憲法9条をもつ日本は消極的平和主義に基づいていると思われがちです。しかし、日本国憲法は本来の積極的平和主義なのです。単に戦争をしないことだけではなく、国内外の社会構造から生じる貧困、飢餓、抑圧、差別：これを構造的暴力といいますが、これをなくするのが本来の積極的平和主義です。憲法前文には専制、隷従、圧迫、偏狭、恐怖、欠乏をなくすといつていて、平和のうちに生存する権利の部分には、「全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と書いています。

すなわち日本国民だけが平和で豊かに暮らせばいいという一國平和主義ではなく、全世界から貧困問題をなくしようというのが憲法前文の平和主義なのです。要するに9条が戦争をなくすという消極的平和主義で、前文が構造的暴力を世界からなくそ

うという積極的平和主義。そういう表現、概念で平和学、憲法学を議論してきたのです。しかし自民党の改憲案は9条をまったく別物に変えて構造的暴力をなくそうという発想をなくしてしまおうというのです。

秘密保護法を適用させない

改憲ノートの大きな流れのなかで

また改憲案では国家主義が前面に出ています。現憲法は「日本国民は」から始まるが、改憲案では「日本国は」から始まっていて、国民よりまず国家があるんだという表現です。この改憲案に限らず、国家安全保障会議、国家安全保障戦略、国家安全保障基本法案など、どれもが国家の安全を前面に出していて、国民の安全の発想がありません。

日本国憲法は12条、13条などで、「公共の福祉」によって人権が制限されています。公共の福祉という言葉は誤解を受けやすいんですが、憲法学では人権と人権がぶつかった場合の調整原理と考えています。たとえば「表現の自由」は保障されていますが、他人のプライバシーを侵害したり、名誉を傷つける表現は制約されるというものです。

自民党改憲案はこの「公共の福祉」ということばを「公共及び公の秩序」に変えています。それ以前は「国家の安全と社会秩序」でした。国家の安全と社会秩序のためであれば人権は制限してもよいという発想です。「公共」への根本的理解がないので

秘密保護法も同じです。国家の安全のためなら、知る権利や取材の自由、報道の自由は制限してもいいという発想です。秘密保護法、国家安全保障会議設置法、国家安全保障戦略と着々と外堀を埋めてきて最後のゴールが改憲なのです。

ではなぜ安倍政権は強引に秘密保護法を制定したのか。多分、反対運動が盛り上がったにしても、臨時国会で通さないと通常国会に持ち越したら制定できないと判断した結果だと思えます。通常国会では予算審議が優先され重要法案の審議ができません。4月からは消費税が上がるので政府としては経済対策が優先となる。秘密保護法どころではなくなり

ではなぜ阻止できなかったのか。第一にマスメディアの問題があったと思います。80年代の国家秘密法の時マスコミはもっと報道しましたし、各新聞社に秘密保護法を専門

に取材する体制がありました。しかし今回はありません。今回は読売と産経が賛成派に回ったため、経営サイドの日本新聞協会は、意見表明はしても、先頭に立っての取り組みをしません。市民運動も明らかに取り組みが遅かったし不十分だったと思います。2012年から反対運動は

ありましたが、盛り上がったのは2013年10〜11月位です。明らかに遅いのです。反対団体は現在全国で50程あり、集まって交流しようという初めての取り組みが4月6日にあります。秘密保護法廃止実行委員会という団体がホームページをつくって情報を発信していますので、そういうものも見て取り組みを広げていただければと思います。

この法は数の力で施行はされると思いますが、適用設置させない取り組みが必要となります。破壊活動防止法案という悪法は、通ったけれども国民の反対の声が強く簡単に適用できないでいます。盗聴法、通信防止法も同じです。適用させないように全国各地で秘密保護法ノードという声を上げる必要があります。

そして今度の国政選挙では秘密保護法に賛成した国会議員を落とすことも大事です。3月4日に「戦争をさせない1000人委員会」という

ものが発足しました。集団的自衛権の容認を阻止するための国民運動で、日比谷野外音楽堂で大集会の予定で、あとは署名を集める。さらに全国でこういう委員会のようなものを作り、全国で集会や講演会の取り組みをしていこうということで出発しました。秘密保護法、集団的自衛権行使容認、改憲に向けた動きを食い止める大きな流れを作っていく必要があります。職場、地域でこれらにノーという声を広げる取り組みをしていただければと思っています。

質問に答えて

Q1 秘密保護法そのものを、違憲として訴訟を起こすには？

A 静岡の弁護士が訴訟を起こしました。しかし日本の裁判制度では、具体的な事件がないのに裁判を起すのは無理です。

ジャーナリストが行政訴訟を起す場合でも同じことです。ただ、そういう形で裁判を起すこと自体は、当然、秘密保護法に対する異論という形で出てくるわけですから、政権側に対して牽制にはなると思います。

今回の秘密保護法では、警察がかなり関与することになりますが、それはテロ問題が大きいわけです。でも、何で日本がテロの対象になり得るかといえば、アメリカの戦争に協力してきたからであって、アメリカの戦争に協力しないことと、あとは国連もいうように、テロの背景には世界の貧困問題がありますから、憲法前文の立場で、世界の貧困問題をなくすのがテロに対する根本的な解決になると思いますので、憲法の前文の観点から秘密保護法制を持つ必要はないと思います。

情報公開法をつくったから秘密保護法をつくってもいいということにはなりません、秘密保護法をつくる前には他国並みの情報公開法が必要だと思います。

Q2 「自主規制」への対策は？

A 実際にはいきなり市民が秘密保護法で逮捕されることはないと思う。ジャーナリストもそういうことは余りないのではないかと思います。基本的には法律ができたって委縮する必要はなく、これまでどおりのことをやっていけばいい。実際には海渡雄一さんなんか呼びかけて、もし弾圧事件が起き

た場合に備えて、いま、弁護団を1000人つくるということで、3月12日に発足集会がおこなわれ、300人以上の弁護士が結集しました。

Q3 やがて徴兵制にまでいくのでは？

A 将来的にはわたしは徴兵制はないと思います。徴兵制を導入しなくてもアメリカのようにすばいだけで、日本もアメリカのように格差が進めば、食べていくためにみずから軍隊に入っていくようになりますから。

徴兵制はないけれども、徴用のほうはあると思います。戦争する場合には、前線だけでやるわけじゃなくて、兵たん支援、後方支援がないと戦争はできませんから。だから、民間人や関係する自治体を動員するために徴用のほうはやってくる可能性があるのです、そちらの批判はしていかなければなりません。

Q4 法案に警察がかなり関与したが、「スパイ」の定義は？

A スパイの定義も、いかようにもなります。要するに、弾圧したい側からすれば、いろんな解釈で一

方的に悪ということを決められるのです。

そういう意味で、法律の書き方が抽象的であれば、当然、適用する側の解釈の幅が広がるから、そういう法律の仕方は危険です。

今回の特定秘密についても何がスパイ活動かということは一応は書いていますが、必ずしも定かではありません。

Q5 憲法学会の保守化の傾向、その理由は何か？

A 昔の人であれば、戦争体験や学生運動という原体験があって政治社会問題に目覚めたと思うんですが、いまはそういう原体験がないまま大きくなってしまふ。

政治的な問題はどんどんタブーになってしまっている。

みなさんもぜひ、「政治問題にかかわることを避けるのではない、憲法をやっていく以上は憲法問題について発言してほしい」ということはいってほしい。



Q6 今後の運動について何が必要か？

A 日本全体でやはり問題意識が希薄化している、選挙自体いかないうちが人が増えていきます。都知事選挙も半分以上の人がいかなかったのですから。

それに対しては、丁寧に私たちが、選挙で決まって選んだ人たちが例えば私たちの税金の使い道を決めているんだから、福祉とか教育に金を使うのと、公共事業に使う、あるいは、軍事関係に使うのとどっちがいいのかとか。

働いてなくても消費税という形で税金はとられているのだから、自分たちのお金、自分たちの財産から税金という形で強制的に国家が徴収をして、それに対して何に使うかということは関心を持たないと、結局は自分たちが損するんですよということはいっていかなければいけない。

小泉政権も若者が支持して小泉政権が誕生したわけですが、でも、若者は、小泉さんが自民党をぶっ壊すというから投票した。でも、小泉さんが何をやるうとしてるかというのはいくつも考えないで投票した可能性があります。

でも、小泉さんは典型的な新自

由主義改革をやった人であって、そのもとで格差が拡大して、若者の間で非正規雇用労働者がふえて、収入も少ない、結婚もできない、子どもも産めないという状況ができたわけですから、自分たちが選挙の際にきちんとわかった上で投票しないと、結局は自分たちが痛い目に遭うということ、周りの人に伝えていただければと思います。

運動論で私がよくいうのは、やはり運動を広げるという観点からすれば、もしみなさんがもう1人誘えば参加者は倍になるわけであって、そういうつながりがどんどん広がっていけば運動も大きくなるのです。

Q7 政治の今後の見通しは？

A 時間はかかりますが、でも、最近であれば、2009年の民主党政権が誕生したように、私たちが選挙で政権交代するということも可能なのわけです。

民主党政権は期待外れに終わってしまっただ部分もありますが、民主党も準備不足だったわけで、また、すぐにかわる可能性はないと思います。少なくとも次の国政選挙では自民政権を引きずりお

ろして、何回か政権を積み重ねていくなかで、新しい政府を私たち自身の手によってもつくっていかなければいけないだろうと思います。

安倍政権、自民政権が潰れれば、少なくともこういう悪法は制定できない。つくったものについても廃止できる可能性もあるのでから。

以上、要約、文章化の責任は、
鎌倉・九条の会にあります。

参加者の感想

アンケートのご協力、

ありがとうございます。
いくつかをご紹介します。

★特定秘密保護法はどういうものかということがわかるようになった。ひとりではなく仲間と一緒に来るということ（非常に参考になった）。

★着々と進行している国家主義の日本の将来は極めて暗いものに見える。国民を犠牲にして国家の繁栄

はあるのか。軍国化する日本でなく財政改革をおこなって、国民がささやかな平和家庭を築くことができるか、まったく不安な気持ちで一杯です。

★政府自民党・保守勢力は、何年にもわたって周到な準備を以待たということがよくわかりました。消極的平和主義は、9条に主張される戦争はしない主義。積極的平和主義とは、世界に平和を発信し世界の人びとに平和に生きる権利を勝ち取らせるといふ。それで安倍の使い方は間違っているというのをおもしろかったです。

★民主主義の基本といわれる、多数決で、何でも通ってしまう現実、無力感を覚えるのは、私だけでしょうか。残念でたまりません。

★よく「秘密保護法」の悪法の本質が先生の学生に説明するようになっていねいなご説明で理解できました。

★現時点において、秘密保護法、集団的自衛権行使に関して、有意義な見解を拝聴し、非常に心強かったです。徴兵制問題に関しても、清水講師から先々の見通しを聞けるほどと感じました。

★概略の知識を論理的に整理（不十分ですが）できたように思います。運用は、軍事・治安当局による国

民監視にあり、これを利用し、軍事大国化へ反対運動を抑える恐れがあることがよくわかりました。

★資料を駆使して論旨がシンプルでわかりやすく、正しい情報が学べてよかったです。ただ机がないので、指示される資料が捜しにくく慣れるまで大変でした。会場の都合でやむをえないとおもいますが、あの方飲みながらの議論、懇親会の必要など、必要だと思えました。

★おもしろかったです。耳で聴き、資料を見るといふのは手が動くので意識がとおのかずよいのですけれど、講師のバックにスクリーンがあつて、OHPかなにかで大写真になつてくれるとありがたいです。5件の情報漏えい事件について具体的に知りたかったです。



九条の会 緊急学習会

とめよう！安倍政権の「戦争する国」づくり

◆「立憲主義と平和主義を破壊する安保法制懇報告書」

一橋大学名誉教授 山内敏弘さん

◆「集団的自衛権行使容認のねらいと闘いの展望」

一橋大学名誉教授 渡辺 治さん

2014年5月15日（木）18時30分～

東京しごとセンター講堂

会場を埋めた参加者のたたかう決意に満ちた「緊急学習会」が、安倍首相の記者会見と同時刻に催されました。

「立憲主義と平和主義を破壊する安保法制懇報告書」と題して講演した山内敏弘一橋大学名誉教授は、14日に発表された安倍首相の私的諮問機関である安保法制懇報告書を一晩で読破し、9ページの講義原稿を書き上げました。

冒頭には「平和憲法は、その誕生以来最大の歴史的試練に立たされています。集団的自衛権を容認して戦争をする国家にするか、それとも平和国家にとどまるかが、いままさに問われている。戦争する国づくりを目指す安保法制懇の報告書は、憲法

の立憲主義と平和主義を破壊するものであって、到底容認することはできない。日本が戦争をする国にならないようにするために、いまこそ『九条の会』に結集する人々たちを始めとして、全国の広範な市民の力で立憲主義と平和主義を護り抜くことが求められているように思われる」と述べました。最後に「国際情勢が厳しさを増してきているとすれば、

そのような時にこそ、日本は憲法9条を高く掲げて紛争の平和的解決を世界に訴えていくことが必要であり国際社会に貢献するゆえんです。そのため運動を広げよう」と力を込めました。

山内講演を受け「集団的自衛権行使容認のねらいと闘いの展望」を語っ

た渡辺治一橋大学名誉教授は「1. 安倍政権とは何か、2. 安倍政権はなぜ集団的自衛権行使容認にこだわっているのか？ 3. 安倍政権の誤算と集団的自衛権行使部分容認論、4. 安倍改憲を阻む国民的共同をいかにつくるか」を時間一杯語りました。

安倍政権は支配階級待望の政権で、改憲、軍事大国化と新自由主義改革をおこなう。単にタカ派のお友だち復古政権とみるのは過小評価で、日米同盟強化から日本の大国化、国家戦略志向、アメリカ、財界の要請を超える野望―中国と対峙するアジアの大国へ志向する戦後最初の政権で、靖国参拝から教育、国民統合に強い執着を持っています。

安倍政権の改憲、軍事大国化構想は支配層の宿願で、まず解釈改憲でアメリカや財界が望む海外での武力行使を自由化し、戦後初の自前国家戦略を策定し、政界再編で明文改憲に進む。集団的自衛権行使部分容認論は安倍政権の誤算であるが、国民のなかへの楔でもある。安倍改憲を阻む国民共同のたたかいの新しい進展は、良心的保守の離反、アベノミクスへの期待変化など矛盾の深まりとともに地域や市民運動で垣根を越えた広がりを見せていると説き、聴衆に共感を与えました。

「九条の会」10周年講演会

集団的自衛権と憲法9条

2014年6月10日（火）

18時～

渋谷公会堂

憲法9条を守ろうと2004年に設立した「九条の会」の発足10周年記念講演会が、6月10日に、「集団的自衛権と憲法九条」をテーマに渋谷公会堂で開かれました。

大江健三郎さんは、発足の時から、呼びかけ人のひとり加藤周一さんは、非常に大きい根本的な危険が訪れようとしていたことを見抜いていたと話されました。憲法を改正するのは戦争をするためであり、福祉、教育、年金などが縮小してくることと軍事大国になることは、日常生活のなかで相互に関係している。「戦争の準備をすれば戦争をする確立が大きい。平和を望むならば平和を準備したほうがいい」「9条を持つ日本は、戦争か平和かを選ぶことができます。戦争をする日本では戦争か平和かを選ぶことはできません」と、9条の持つ意味の大切さを守るために、加藤さんは私たちに共にできる限りの

ことを一緒にしましよと訴えていました。

また集団的自衛権が使えることをめざす安倍首相に対しては、「集団的自衛権を使って自衛隊員が死んでも、政治家はなんら反省もせず、『国際的に認められた権利で殺された』」というはず。もうこの国から動かせないものになる危機が迫っていると訴えました。

奥平康弘さんは、安倍首相の掲げる「積極的平和主義」と本来の「積極的平和主義」の違いについて話されました。

本来の「積極的平和主義」Positive Peaceは、憲法前文の立場「平和的生存権」、構造的な暴力のない状態を意味します。

安倍首相のいう「積極的平和主義」Proactive Contributor to Peaceは、軍事的な手段、軍事力をもって世界平和に貢献しようとする考えです。そのためには集団的自衛権を容認して米国との軍事同盟と一体化して戦争できる国にしよつというものです。

集団的自衛権をつぶすのが私たちの緊急の課題です。これをつぶすことができれば、われわれが安心して暮らせる日本、国民の生活を確実に守る日本につながると思います。

澤地久枝さんは、軍事で物事は解

決できない。わずか30パーセントの投票率で首相になった安倍さんは首相として認めるわけにはいかない。50パーセント以下の投票率の選挙は無効とすべき。地球は戦争から抜け出し、平和でない状態から人びとを救いませよ。平和で、安らかに暮らしたい。

いまだにすべてがコントロールできない原発、福島はなにも解決していない。なのに世界中に原発を売り歩いている安倍首相。地球に真の平和が実現するためには、私は安倍首相には一歩も譲らない、引くことはないと、9条の大切さを熱く語られました。

事務局長小森陽一さんは、全国7500以上に広がった九条の会の熱い思いを、一つにまとめ、平和を守り抜くために、9月に九条の会の一斉の共同行動を実現させます。そのため各地の九条の会は、それぞれの活動、勉強会、講演会を開くなどの状況の情報を積極的に事務局へ知らせてほしいとの呼びかけがありました。



横浜弁護士会 緊急企画 憲法問題シンポジウム

◆講演「アベノミクスはどこへ行く」

安倍政権の『富国強兵政策』を問う」

同志社大学大学院ビジネス研究科教授 浜 矩子さん

◆報告「集団的自衛権行使をめぐる現状と問題点」

弁護士・日弁連憲法委員会副委員長 伊藤 真さん

2014年6月12日（木）19時

横浜関内ホール大ホール

安倍政権の連日の暴走、集団的自衛権行使容認の閣議決定目前の6月12日、横浜弁護士会『緊急企画・憲法問題シンポジウム』に関内ホール大ホール（1100人）の会場は、1席の空きもなく、参加者で埋め尽くされ、200人以上の人びとが路上にあふれていました。

豊富な資料とパワーポイントで「集団的自衛権行使をめぐる現状と問題点」を基調報告した伊藤真弁護士・日弁連憲法問題対策本部副本部長は、「個人の尊重を中核とする立憲主義の理念から説き起こし、詳細に語りました。安倍内閣は、憲法解釈を変えることで「国民が気づかないうちに憲法が実質変わっていたというナチスの手法」で「戦争をする国」に変えようとしています。集団

的自衛権解釈容認は立憲主義の意義を失わせ近隣諸国との緊張を高め「平和国家」ジャパンブランドを失い、国民を危険にさらすと厳しく指摘した。43ページもの資料には2014年6月27日「安全保障法制の整備に関する与党協議会」に示した集団的自衛権の行使容認を含めた15の事例に「想定自体が非現実的、外交的努力による解決こそ必要、取ってあげる必要がない」など貴重な指摘がありました。

浜矩子同志社大学教授は、アベノミクス、安倍内閣の正体は、「富国強兵」で強兵に役立つ大企業の質上げ、たたかえる農業、原発輸出など「人間不在」成長戦略なるものは世界制覇戦略であると断じた。そのため憲法「改正」で「強兵」をめざす。

明治政府は、「富国のための強兵」だったが、アベノミクスは「強兵のための富国」だ。日本が世界をリードし世界最強となって世界を席巻するという安倍首相の強い思いだけで政治を動かしていると。

アベノミクスの向かうところは、支え合い、共生の生態系として機能している「グローバルジャングル」を破壊する。ジャングルとは植物連鎖に見られるように、強弱・老若などさまざまな生物が共生している。

人間は誰でも一人では生きていけない。その事例を3・11は教えた。小さな部品工場が生産停止に追い込まれたとき、世界中で自動車生産が止まった。「グローバルジャングル」で最強の自動車産業は小工場に依存して生きているのだと説きました。

最後に、浜さんは「安倍政権の世界一をめざす富国強兵は、悲惨な結果、戦争が待っている。奪い合いから分かち合う多様性と包摂力が出会う場所へ私たちは向かおう。日本国憲法を守ることで、すべてが尊重され、違いが尊重される平和な「グローバルジャングル」に向かおう。集団的自衛権行使容認は、自分さえよければという富国強兵の道に導く」と呼びかけました。



鎌倉・九条の会

5月9日～11日

第16回 かまくら市民活動の日フェスティバル
(鎌倉生涯学習センター)

6月1日

第11回 鎌人いち場 (鎌倉海浜公園)

～つながる ひろがる コミュニティ・マーケット～

に参加！！

今年も憲法9条の大切さを多くの市民の方がたにアピールするために、5月9日～11日かまくら市民活動の日フェスティバル、6月1日鎌人いち場に参加。そして、いま、その賛否をめぐって論議が高まっている解釈改憲による集団的自衛権の行使についてのシール投票をおこないました。

かまくら市民活動の日フェスティバルの会場は、鎌倉生涯学習センターの地下ギャラリーで、隣が護憲市民の会の掲示があり、共同アピールのようなかたちになりました。

今年、初めて懇親会が持たれ、参加団体の自己紹介がありました。そこで普段あまり知ることのできない多様な市民の活動があることに驚き、また、横浜弁護士会の若手の弁護士の話聞く機会もあって勉強にもなりました。

鎌人いち場は団体や個人の参加なので、子どもから若者、家族連れと多彩で、市場の持つ独特の賑わいと活気がありました。今年は広場の中央に「平和都市宣言」の看板が建てられ、開会セレモニーで九条の会の歩みについて紹介する機会がありました。

フォークグループの歌声や、踊りの音楽が流れるなかでのシール投票でしたが、子ども連れのお母さんが子どもに説明しながら問いかけている姿もあり、フェスティバルとは違った雰囲気があります。食事を摂っているグループもあれば、話に夢中になってる人たちもあり、また一人静かに考えている人もいて、その人たちの間を回ってシール投票をお願いしましたが、ほとんどの人が快く応じてくれました。あるグループは投票板を見ながら意見が分かれ論議が始まったところもあり、こういうことがもっともっと広がることを願いながらシール投票を終えました。

小さな対話を通してこれからも日本国憲法と9条、集団的自衛権について考えていきましょう。

*シール投票の結果は12ページをご覧ください。

お知らせ

☆第4回憲法学校

10月18日(土)
13時30分～(開場13時)
鎌倉生涯学習センターホール
(鎌倉駅東口徒歩3分)

入場券; 500円

「集団的自衛権と憲法9条」 講師; 渡辺 治

(政治学者・一橋大学名誉教授)

(詳細は、チラシまたはホームページをご覧ください)

☆毎月の9の日行動

毎月9日に鎌倉駅東口でリーフレットを配っています。短時間でも一緒に!!

毎月9日 平日 15時～
土・日・祝日 11時～
小町通・鳥居前、九条の会・旗の前に集合
(雨天の場合は地下道)

☆九条の会事務局からの提案

集団的自衛権行使の閣議決定は、法等の改定や見直し、秋の臨時国会や来年の通常国会で出ます。9条破壊許さず、戦争する国にさせない行動提起は次の通り。

1. 10月を全国統一行動月間に指定。
鎌倉は憲法学校、9の日行動。
2. 11月24日(月・祝)日比谷公会堂と周辺で大規模集会とパレードをおこなう。
3. 衆参議長へ請願署名用紙、ちらし、リーフ、ポスターをサイトに掲載。

鎌倉九条の会、ポスター作成
*ポストカードにもなります



予告 憲法のつどい 2015 鎌倉

2015年5月6日(水・祝)午後開催

9の日行動で 集団的自衛権行使の シール投票を実施

毎月9日の9の日行動は、鎌倉駅東口・小町通り入口で、リーフレットを配っています。

また、毎年5月の9の日行動は3日の憲法記念日にシール投票(2012年は、原発再稼働について、2013年は憲法9条を守るか変えるか)をおこなっています。

今年は、4月、5月、6月の9の日行動と、かまくら市民活動の日フェ

スティバル、鎌人いち場で集団的自衛権行使についてのシール投票を計5回実施しました。

85%以上の人が反対しているにもかかわらず、国民の声などまったく眼中にない、安倍政権は、戦争への道突き進もうとしています。

このようなシール投票に参加する、署名をする、講演会や集会に参加する、周囲に話をする、などなど身近でできることはあるはず。もつともつと声を上げ、追い詰めなければならぬのではないのでしょうか。一人ひとりが、できる範囲で、できる限りのことをやっていかなければと思います。



5回目の時にはずいぶん切羽詰ったと感じる人が増えたようです。原発のときと比べ、関心が薄く、投票に参加する人が少なかつたのは残念なことです。

集団的自衛権行使シール投票結果

	賛成	わからない	反対
4/9	6	3	48
5/3	6	0	48
5/9~11	11	5	86
6/1	8	17	88
6/9	2	0	98
計	33	25	368

①4月9日の9の日、②5月3日の9の日行動、③5月9日～11日のかまくら市民活動の日フェスティバル(鎌倉生涯学習センター地下ギャラリー)、④6月1日の鎌人いち場(海浜公園)、⑤6月9日の9の日

賛成 7.7% わからない 5.9%
反対 86.4%